

# 離婚後、母親に引き取られるようになった子どもたち

## － 離婚と子どもをめぐる言説 －

- 1 明治の離婚
- 2 子どもの利益
- 3 離婚率の低下
- 4 戦後の変化
- 5 系譜と再婚

### はじめに

現在、離婚の際、母親がすべての子の親権者となる割合は約8割である。母子家庭の平均収入は父子家庭よりはるかに少ないが、それでも母が子どもを引き取る例が圧倒的に多いのは、子どもにとってはお金よりも何よりも、母の存在が大切だと考えられているからだろう。

だが、朝日新聞が報道した最高裁判所の調査によれば、最近の離婚訴訟では、夫と妻双方が割とあっさり離婚に合意しつつも、子どもの親権者や養育費をめぐる争うケースが増えているという（朝日新聞 2000年6月20日夕刊）。今や離婚は夫婦の問題というよりは、それ以上に子どもをめぐる問題となっているのである。親権や養育費の問題だけではない。「離婚は何よりも子どもにとって悪い」「子どもがかわいそうだ」というのが、離婚を思いとどまらせる最高の殺し文句である。

だが、歴史をふり返ってみると、かつてはこうした子どもをめぐる葛藤はそれほどなかったように思える。いったいつから、離婚は子どもにとって良くないと言われるようになったのか、そして、なぜ母親が子どもを引き取るようになったのだろうか。

### 1 明治の離婚

家族史研究ではよく知られた事実だが、一般にはあまり知られていないこととして、明治前期の離婚率の高さがある（図1）。江戸時代もまた、離婚が相当肯定的に捉えられるようになった今日と同様、離婚の多い社会だった（落合恵美子『近代家族の曲がり角』角川書店2000年）。明治維新以降も引き続き離婚は多く、当時、新聞、雑誌などで日本は「世界一の

離婚国」と言われた。

こうした明治前期の離婚の多さは、これまで江戸時代以来の女性の地位の低さを表していると理解されてきたが、高木侃はむしろ当時は「傷もの」「出戻り」といった離婚女性に対するマイナス・イメージがなかったからだと推測している（高木侃『三行半』平凡社 1987年 16頁）。明治前半までの日本社会は、意外にも離婚に割合寛容な社会だったのである。

明治の離婚を調べていて驚くのは、離婚率の高さだけではない。村上一博が収集・復刻した離婚に関する下級審の民事判決録の中から、子どもの引き取りに関連する 28 件の判決（明治 10 年から 32 年）を見てみると、相手方に対し子どもの引き取りを求める裁判が、実に 23 件を占める（村上一博『明治離婚裁判史論』法律文化社 1994 年など）。今日の離婚裁判と違って、子どもの押しつけ合いがほとんどを占めていたのである。

子どもの引き取りを求める 23 の判決の多くは、離婚後に出産した子や、婚姻の儀式や入籍をしないまま懐胎した子、私通により生まれた子について、父方が自分の子として認めない場合である。判決では、うち 16 件が父方に子を引取るよう求め、7 件が母方に引き取りを求めている。判断の基準は、婚姻中の子かどうかである。婚姻中の子として認定された場合は父が引き取り、「私生」の子は父との間に産まれた子であっても、母が引取るものとされた。

こうした判決は、明治 6（1873）年太政官公布第 21 号の「妻妾ニ非ル婦女ニシテ分娩スル兒子ハ一切私生ヲ以テ論シ其婦女ノ引受タルベキ事」という規定を根拠としている。同法以前は、婚姻関係にない男女から産まれた子は、実父母の血縁者の実子と偽装して入籍することが多く、婚外子を特別に扱う法的制度はなかったという（高柳真三『明治前期家族法の新装』有斐閣 1987 年）。この太政官布告が「私生子」を誕生させたのである。これは、一面では子どもに対する母親の責任と権限を認めたものともいえるが、他面では、母親にのみ子どもの養育の責任を負わせるものでもあった。

それにしても、この当時、母が子を父に引き取るよう求める裁判が多かったことに驚く。生みの母だから子を育てるのが当然だとは考えられていないのである。しかも多くは、まだ幼い子である。裁判で、母方が「実子ナルニ付襁褓中ヨリ」父方が引き取るべきだと主張していたりする。これらの引き取り請求裁判では、子どもの幼さや子どもの利益といったものが判決の際に考慮された形跡はない。乳幼児であるから母親が育てるべきだといった規範は、原告・被告双方の主張にも、判決にも見られないのである。

## 2 子どもの利益

では、離婚の際、子どもの年齢などが考慮に入れられ、子どもの利益に目が向けられるよ

うになったのはいつごろからだろうか。

私たちは、江戸時代、離婚の際子どもはすべて父が引き取っていたのではないかと想像するが、実はそうではない。たしかに、幕府法では、男女ともに父が引き取るようになっていた。だが、一般庶民の慣習法では、男児は父、女児は母が引き取る場合が多かったとされる。

明治政府は当初、相続人の男児は父が引き取るものとし、嫡男以外は親族協議に委ねるという方針をとった。だが、明治 10 年代になると、子の性別や相続人としての地位による区別はかなり弱まり、それとともに、嫡男であっても、貧困などのやむを得ない事情のある場合は、母が子を引き取ることを認める指令が出されるようになる。そして、20 年代に入ると、理由を問わないまま、母が子を引き取ることを認めるようになり、明治 29 年 5 月 9 日の指令では、「未タ幼稚ニシテ養育困難」という理由のみで、「独子」を母が携帯することを認めている。幼児を育てる母の役割を肯定したのだろう。また、子どもの引き渡しを求める離婚裁判でも、子どもの教育や養育方法が問われるようになり、その結果、「慈母ノ愛情」が父の引き取り請求に優先するという判決が出される（明治 21 年東京控訴院判決）。

もともと、明治 23（1890）年に制定された旧民法（ただし施行延期）も、明治 31（1898）年制定の明治民法も、離婚後の子どもの親権を基本的に母には認めず、親権者は「家ニ在ル父」とした。だが、明治民法の親権規定はそう単純な家父長制ではない。親権制度は、離婚裁判で見られたような子どもを引き取ろうとしない父に、子どもの保護を義務づけるものでもあった。同時に、明治民法は旧民法と違い、親権者とは別に、協議で監護者を決定できるとして（812 条、819 条）、はじめて子の養育者（監護者）としての母の役割を法制度の中に組み込んだ。明治民法は、「女子及ヒ幼孩ノ男子ハ寧ロ母ヲシテ監護ヲ為サシムルヲ利トス」（梅謙次郎）として、母こそが幼い子を監護すべきであるという規範を制度化するものでもあった（拙稿「離婚後の子の帰属」比較家族史学会『比較家族史研究』15 号弘文堂 2001 年）。

このように、明治 20 年代、1880 年代後半は、指令や裁判、法制度の中で、離婚の際に「子の利益」に目が向けられるようになった時代である。それは同時に、幼少の子に対する養育者（監護者）としての母の役割を認めるものでもあった。子どもの利益とは、すなわち母が幼子を養育することだと考えられるようになったのである。明治 20 年代はまた、良妻賢母が高らかに謳われだし、「主婦」ということばが広く使われるようになった時代でもあった。女性の家庭内での地位の向上という論調とともに、母こそが育児・家事の中心的な担い手であると位置づけられていったのである。

### 3 離婚率の低下

さて、世界一と言われた高い離婚率は、明治 31（1898）年以降急減する。それは、明治民

法の施行によって、離婚に対して国家的な規制が行われるようになったからであると言われている（湯浅雍彦「離婚率の推移とその背景」『講座家族4 婚姻の解消』弘文堂 1974年 344頁）。だが、高木侃の言うように、明治前期には、離婚に対するマイナス・イメージがそれほどなかったとすれば、離婚率の低下とともに、離婚をタブー視し、抑制する新たな規範が形成されていったのではないか。その一つに、離婚は子どもにとってよくないという言説があっただろう。

明治38（1905）年の論文で、岡村司はすでに「子ノ不幸ハ離婚ニ本ツクト云ハンヨリモ寧ロ離婚ノ原因タル夫婦ノ不和ニ本ツクモノナリ」「離婚ハ必スシモ子ノ不幸ヲ醸成スルモノニ非ス」と述べているが（「離婚論」『法学志林』第7巻第4号 4-5頁）、岡村のこのことばは、離婚の多さを非難する論調の中でかき消されていったのだろう。

同年の『家庭雑誌』（第3巻第5号）に掲載された「米国に於ける離婚問題」と題する金子喜一の記事は、離婚によって「暗黒と不幸とに残された幾万の児女に対しては、泣かざらむと欲するも得ぬではないか。彼らは早くも家庭を呪ふべく、両親を憎むべく、結婚を厭ふべく、養はれつつあるのである」と訴えた。こうした子どもに対する関心や配慮が、都市部を中心に徐々に広がっていったのではないかと思われる。

というのは、戦前を通じて、意外にも離婚は都市部ではなく郡部でこそ多かったからである。戸田貞三は、三世代家族の多い郡部、農村地において離婚が多く、三世代家族の少ない都市部や俸給生活者に離婚が少ないことから、「日本の離婚率が大体に於て家長的家族の形態の消長に比例して居る」（『家族と婚姻』中文館書店昭和9年 154頁）と述べている。

坪内良博と坪内玲子の研究でも、戦前、市部が郡部より離婚率が低かった要因として、「良妻賢母主義を中心とする離婚を阻止しようとする価値観の社会一般に対する影響」と、「この種の価値観をになう主体である核家族が数的に優位を占めていた」ことが挙げられている（『離婚』創文社 1970年 213頁）。今では核家族化は「家庭崩壊」の原因のように言われているが、かつて核家族は離婚率を低める要因と考えられていたのである。

では、離婚の際、子どもに対する配慮は実際にどう広がっていったのか。今のところ、このことを直接明らかにするデータを目にしたことはないが、戸田貞三の次のような調査から、いくらかは推測できる。

戸田貞三は、昭和2（1927）年の論文で、「我国の離婚統計には子供の件に関する報告」がないとして、自ら東京市四谷区と小石川区の戸籍調査を行なっている（「夫婦の結合分解の傾向について」『社会学雑誌』34号）。それによると、子どものいない夫婦の離婚が、離婚総数の50%近くを占めており、子どもが1人いる場合は27.4%、2人11.4%、3人5.1%と、子どもの数の増加とともに離婚の割合が減っていく。もともとこの数値では、子どもがいるから離婚率が低いのか、あるいは逆に、離婚しないから子どもがいるのかは分からない。

戸田はさらに、両区の「夫婦結合数」（全婚姻数）に占める子どもの有無別の離婚率も算出している。それによると、子のいない夫婦の総数を100%とすると、その内の離婚した夫婦の割合は小石川区20.3%、四谷区25.4%。同様に、子どものいる夫婦の総数（100%）に対して、離婚した夫婦は小石川区3.9%、四谷区5.4%。戸田の結論は、「子供の有る場合に於ては夫婦結合の分解は極めて起り難い」ということだった（同論文54頁）。

残念ながら、戦前は戸田が行なったような調査の全国統計はなく、これ以上のことは今のところことはわからない。戸田の研究でも、婚姻期間や年齢など他の要因を勘案しないと上記のような結論は出せないと思うのだが、それでも当時の東京市では、子どもの存在が夫婦の「結合」や「分解」に何らかの影響を与えていると推測することはできる。ともあれ、この時期、戸田がこうした関心を持って調査を行ったこと自体、子どもへの関心を表すものとして、歴史的な意味があると言えるだろう。

戸田は同論文でアメリカに次ぐ離婚の多さを問題にしたが、今から見れば、昭和初期（1920～40年代）は、最も離婚率が低下した時期であった。それは、一方では、家庭の重要性や良妻賢母が盛んに言われるようになり、他方で、民法によって離婚後の親権が「家ニ在ル父」に限定されていたからではないか。だとすれば、明治民法施行以後の離婚率の低下は、家庭における女性の地位の向上というよりは、善くも悪くも、母が子どもを失うことを怖れて離婚をためらい、家庭に拘束されていたことの歴史的証左ということになる。

明治20年代、旧民法の作成過程において、「婦ハ其子ヲ産ミ棄テニシ更ニ他家へ嫁シ其ノ前婚ノ子トハ殆ント親子ノ関係ヲ断ツモノノ如シ」といった「悪風」が批判されたが（石井良助編『明治文化資料叢書第三巻法律編上』風間書房1959年125頁）、子どもを育てる母親の役割や「母性」が強調されるようになる中で、母が子どもを婚家に残して再婚することも、罪悪感なしにはまならない時代になっていったのだろう。

#### 4 戦後の変化

都市部の離婚率が農村部よりも高くなるのは戦後である。坪内によれば、6大都市では大正期にそうした傾向が現れるが、1950年にはすべての都道府県において市部離婚率が郡部離婚率を上回るようになるという（前掲書149-151頁）。離婚率は戦後の混乱期を経て一旦低下した後、都市部の離婚の増加とともに、1960年代半ばから再び増加していく（前掲図1）。

図1の離婚率の統計と、図2の子の親権者の割合を見比べてみると、面白いことに、離婚率が増加に転ずる時期と、母親が子どもを引き取る割合が父を上回る時期が、同じ1960年代半ばである。同時に子どものいる夫婦の離婚件数も増えていく。都市部の離婚の増加が、子どものいる夫婦の離婚と子どもを引き取る母親の増加につながっているものと思われる。

労働省婦人少年局の「協議離婚の実態」と題する調査報告書（1961年）を見ると、区部では父が親権者となる割合が低く、母親が引き取る傾向が他の地域に比べ、わずかではあるが高くなっている（復刻版クレス出版1991年四16頁）。

このように、1960年代半ば、子どもを引き取る母が増加した背景には、離婚の際、協議で親権者を決めるとした戦後の民法改正がある。民法改正後20年ほどして、婚姻中はもちろん、離婚後も母が子どもを養育するのが当たり前と見なす社会が、都市部の離婚の増加とともに形成されたのである。離婚は子どもによくないという言説と、母が子どもを育てることが子どもの利益だとする言説の狭間で、育児を母の任務として自ら引き受けるようになった妻たちは、子どもを引き取ることによって、かろうじて離婚の自由を手にしたのだろう。

だが、それにしてもなぜ父はこうもやすやすと子どもを手放すようになったのか。母が子どもを引き取るようになったのは、父の系譜を維持する家父長制に対する母の勝利のようにも見える。しかし、フェミニズムはそうした見方を否定する。男性にとって、離婚による親権の放棄は、家父長制の放棄を意味しない。むしろ、いまや経済的価値を失った子どもの養育とその費用負担を拒否して、離婚の自由を手にしたのだと。そして、教育とメディアという「社会化の制度」を通じて、「より効率的に家父長制的社会化を達成する」のだという（上野千鶴子『家父長制と資本制』岩波書店1990年99-100頁）。

確かに、家父長制に対する母の勝利というには、少なくともこれまでの父はあまりに子どもに対して無関心だった。有地亨らによる調査（1984-85年）では、子どもの引き取りについて、「夫婦間で問題にならなかった」と答えた割合が74.8%を占めている（三島とみ子「離婚と子ども」『家族（社会と法）』2号日本加除出版1986年）。話し合う余地なく、母が子を引き取るものと考えられているのである。その意味で、父は家父長制を放棄したのではなく、離婚後の子の養育と費用負担を放棄しただけだというフェミニズムの理解には説得力がある。だが、教育とメディアによって家父長制が再生産されているとしても、父の系譜はどうなのか。父は子を手放すことによって、自らの系譜までも放棄したのだろうか。

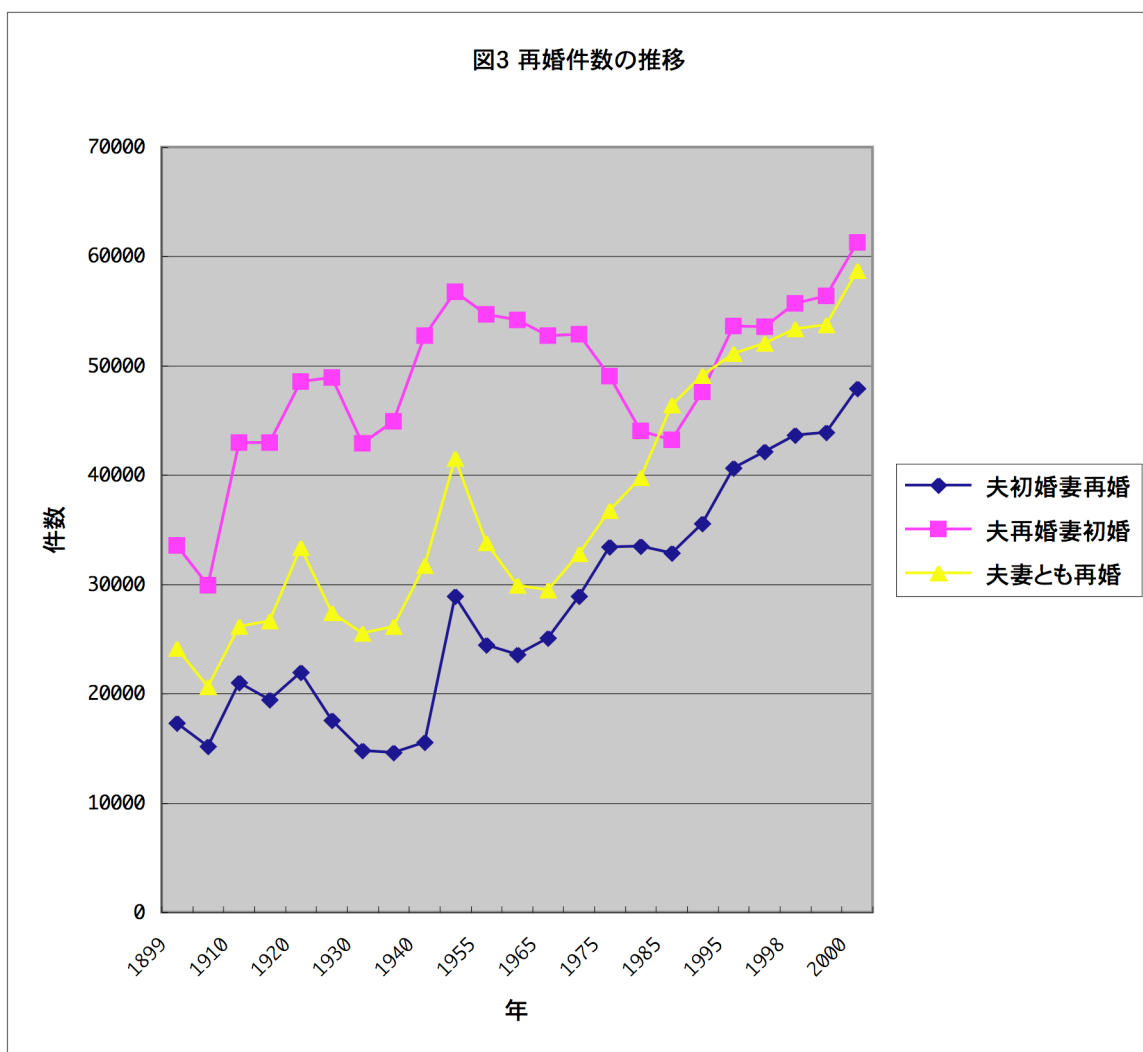
## 5 系譜と再婚

この点については、おそらく再婚の可能性が一つの答えになるだろう。男性と女性では1970年代までは再婚率がかなり違っていた。1968（昭和43）年の『人口動態社会経済面（離婚）調査』では、離婚届出時に事実上再婚している者と再婚が決まっている者の合計は男性13.6%、女性6.1%。再婚したいと考えている男性は53.0%、女性37.7%。これらの合計は、男性66.6%に対し、女性43.8%で、男性の方が総じて再婚に積極的で肯定的である。他方、再婚したくないと答えた男性は20.8%、女性44.9%。女性の方がはるかに再婚に否定的で

ある。1970年の時点で、再婚の大部分を占める20-34歳の離婚者が、2、3年後に再婚する割合は、男性84%に対し、女性49%という推計も出されている（湯沢雍彦他「離婚後の実態」前掲『講座家族4婚姻の解消』393頁）。離婚後、男性は女性よりも再婚を積極的に考え、かつ、実際に女性よりも多く再婚しているのである。

しかも、男性は初婚の女性と再婚する割合が高い。人口動態統計では、死別と離別の区分がないため、離婚後の再婚に関する正確な数はわからないが、死別と離別を含めた再婚者全体では、ほぼ一貫して男性が初婚の女性と再婚する数が多い（図3）。男性が初婚女性と再婚する割合は、1970年代までは6割ほどを占めていた。男性の3人に2人は初婚の女性と再婚していたのである。それに対し、初婚男性と再婚する女性の割合は、戦後はだいたい4割前後で、大きな変動はない。

こうしたことからすると、男性が離婚後容易に子を手放すようになったのは、再婚、とりわけ初婚女性との再婚によって新たな子どもを持つ可能性が高いことと結びついていると考えられる。明治初年、「私生子」の誕生によって、正当な父の系譜から私生子が排除された。明治民法は子どもを保護する制度として親権を制定したが、父が保護したのは婚姻中に生まれた子どもだけだった。もともと、明治民法下では、父の認知を受けた私生子（庶子）



は父の家に入るとされていたが、戦後庶子の制度は廃止され、父に認知された子も母の婚外子となった。そして、1960年代半ば以後、父はついに婚姻中に生まれた子どもについても、離婚後の親権を手放すようになったのである。だが、それは、父の系譜を否定するものではない。露骨な言い方をすれば、離婚した妻の子を自らの正当な系譜から排除したことを意味する。確かに子を手放すという選択は、父系の維持という点ではかなりのリスクを負うが、男性は再婚によって、より満足のいく正当な系譜を確保することを選択したのだろう。

## おわりに

どうして母が子どもを引き取るのが当たり前なのだろう。つい数十年前にはそうした常識はなかったはずである。なのに、なぜか。それは「母性」だとか何とかではなくて、今の社会、今の時代だからとしか言い様がない。

明治民法の施行は、一方で離婚率の低下を促し、他方で、大量の「私生子」を生み出した。ピーク時の明治 43（1910）年には、私生子は出生数の 9.4%を占めた。それが、大正中期、1920年代以降減少し、戦後は一貫して1%程度で推移する（善積京子『婚外子の社会学』世界思想社 1993年 72-73頁）。離婚率の低下と私生子の減少は、法律が定めた婚姻の枠内で、子どもを産み育てることこそが望ましいというという言説を定着させていく過程でもあっただろう。

同時に私生子の増加は、子どもの養育を生みの母のみの責任とする発想を広げ、明治民法が定めた離婚の際の子の監護権もまた、母が子を養育することが望ましいという発想の制度化であった。戦後の父母の共同親権や協議による親権者の決定は、こうした母役割を一気に拡大する道を開き、離婚の際には、母が子を引き取るこそが子の利益であるという発想を一般化させていったのだろう。

それにしても、かつては法律までつくって自分の元に置いた子を、父はなぜこうも簡単に手放すようになったのだろうか。1960年代半ば以降、男性は離婚した妻との間に生まれた子を自らの系譜から排除し、初婚女性との再婚によって、新たに正当な系譜を得るという戦略を採用したのだというのが、これまで考えてきたことの一応の結論である。

しかし、1980年代に入ると、様相は異なってくる。初婚女性と再婚する男性の割合が低下し、双方再婚というケースが増えたのである。2000年の統計では、男性が初婚女性と再婚する割合は51.1%。男性の2人に1人が再婚同士で結婚するようになった。男性にとっては、ママ父となって別の父の子を養育する可能性が増したのである。

だが、自分の子を手放した父が、自分の子ではない子を自らの正当な系譜として認めるだろうか。うがった見方をすれば、離婚後の親権を争う父の増加は、父の系譜を確保するため



の新たな戦略にも見える。それとも、男性の婚姻率の低下と同様、再婚率も下がっていくだろうか。子どもを引き取る父が少ないままであれば、その時こそ、少なくとも離婚後については、男性は自らの系譜を放棄したと言えるかもしれない。

#### 《付記》

本稿は下記の拙稿に加筆・訂正を加えたものである。

「離婚後、母親に引き取られるようになった子どもたち」

広田照幸編『〈きょういく〉のエポケー第1巻〈理想の家族〉はどこにあるのか?』  
教育開発研究所 2002（平成14）年5月